

北ふ頭エリア等利活用事業者公募
公募要項等に関する第2回質問に対する回答

- ・北ふ頭エリア等利活用事業者公募に係る公募要項等に関して、令和8年6月26日までに寄せられた質問に対する回答を公表します。
- ・質問は原文のまま掲載していますが、明らかな誤字・脱字及び表記・該当箇所の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。

令和8年7月10日

鹿児島県

北ふ頭エリア等利活用事業者公募 公募要項等に関する第2回質問に対する回答

「第1回質問に対する回答」に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所					質問	県回答
		頁	数	(数)	か	(か)		
1	土壌汚染	1	5				「事業区域の土壌汚染及び地下埋設物に起因する損害及び増加費用については、協議事項としています。」とありますが、県の負担を原則または前提に協議ができるものとして理解して宜しいでしょうか。	土壌汚染又は地下埋設物が発見された場合には、協議により対応を決定することとしています。 なお、県に起因する土壌汚染又は地下埋設物である場合は、県の負担を前提に協議します。

北ふ頭エリア等利活用事業者公募 公募要項等に関する第2回質問に対する回答

公募要項に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所					質問	回答
		頁	数	(数)	か	(か)		
2	公募の 対象範囲	11	2	(1)			本公募の対象範囲につき、検討の確度を上げるため、測量図等にて敷地境界ラインの明示をお願いします。	現在、現地測量に係る準備を進めており、詳細な測量データについては、事業予定者決定後に提供する予定です。 なお、提案内容検討のため、事業者による調査は実施可能としており、敷地境界ラインについては、現地にて当室職員と立会し確認することも可能ですので、調査が必要な場合は、電子メール等にて当室へお問合せください。
3	現況	12	2	(2)			北ふ頭エリアおよび桜島フェリーターミナル周辺エリアの面積が記載されておりますが、本公募の対象地の面積をご教示ください。および境界の明示をお願いします。	現在、現地測量に係る準備を進めており、詳細な測量データについては、事業予定者決定後に提供する予定です。 なお、提案内容検討のため、事業者による調査は実施可能としており、敷地境界ラインについては、現地にて当室職員と立会し確認することも可能ですので、調査が必要な場合は、電子メール等にて当室へお問合せください。